

平成16年7月9日

株式会社第一物産
代表取締役 坂本 照子 殿
照会者代理人 国松 治一 殿

金融庁監督局銀行第一課長
岳野 万里夫 

「銀行法」に関する法令適用事前確認手続に係る照会について
(平成16年7月7日付照会文書(補正)に対する回答)

銀行法第2条第2項第2号にいう「為替取引を行うこと」とは、顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することである(最判平成13・3・12)。

照会のあった事例の照会者の行為については、カテル加盟店から弁済の受領行為(代金回収業務)を委任されているのであり、単に資金移動の仲介を委任されている銀行法第2条第2項第2号にいう「為替取引を行うこと」とは異なると考える。したがって、本事例の行為は、銀行法第2条第2項第2号に規定する「為替取引を行うこと」には該当しないことから、同法第4条第1項違反とはならないと考える。

(注)本回答は、照会対象法令(条項)を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令(条項)との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもある。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではない。